

福祉医療貸付事業における事務処理に係る覚書

独立行政法人福祉医療機構（以下「甲」という。）と●●●●●●（以下「乙」という。）は、福祉医療貸付事業の貸付けの相手方（以下「借入希望者」という。）に対する貸付けにおける事務処理に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1条 この覚書の対象となる事業は、甲の実施する福祉医療貸付事業の貸付けの対象となる事業とする。

第2条 甲及び乙は、借入希望者に対し甲の貸付けと併せて乙が貸付けを検討する場合の事務処理に関して、事前に借入希望者の承諾を得るものとする。

第3条 甲は、第1条に定める事業（以下「当該事業」という。）に対して乙が貸付けの審査を予定しているときは、乙に対し甲の保有する審査に必要な計数及び資料を提供するものとする。

第4条 甲は、乙から借入希望者及び当該事業に関して意見を求められたときは、借入希望者に対する守秘義務に反せずかつ甲の審査に支障を及ぼさない範囲で協力するものとする。

第5条 乙は、甲から当該事業に係る借入申込みの状況及び敷地等担保物件の時価に関して照会を受けたときは、借入希望者に対する守秘義務に反せずかつ乙の審査に支障を及ぼさない範囲で協力するものとする。

第6条 甲は、独自の基準に基づき審査をして貸付けを決定（内定）するものとする。
2 甲は、甲が借入希望者に貸付けを決定（内定）又は否決した場合には、乙にその旨を連絡するものとする。

第7条 乙は、独自の基準に基づき審査をして貸付けを決定（内定）するものとする。
2 乙は、乙が借入希望者に貸付けを決定（内定）又は否決した場合には、甲にその旨を連絡するものとする。

第8条 甲及び乙は、前2条の審査の結果、自己の貸付け実行の有無を問わず、他方当事者が行った貸付けに関する判断については、一切の異議申し立て及び損害賠償請求等を行ないものとする。

第9条 甲は、この覚書を締結している民間金融機関として乙の名称を公表しても差し支えないものとする。

第10条 甲及び乙は、当該事業を行う借入希望者に対して、誠意をもって融資相談及び問合わせ等に対応するものとする。

第11条 甲及び乙は、当該貸付けにおいて知り得た情報は他の第三者に漏洩しないものとする。

第12条 この覚書は締結の日から実施し、期間は1箇年とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙のいずれから何らの意思表示がなかった場合には、この覚書の効力はその後1箇年に限り更新されたものとし、以後も同様とする。

第13条 前条による覚書の有効期間中であっても、甲乙協議のうえ、いつでも、この覚書の内容を変更し、解除し、又は疑義照会することができるものとする。

この覚書成立の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保管する。

平成●年●月●日

甲 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部長 ● ● ● ●

乙